

総会議事録

令和2年10月

令和2年10月9日(金)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和2年10月9日(金)
開 会 午前9時30分、閉 会 午前10時11分
場 所 宮津市役所 第5会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉
関野 揚司、宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、松本 聡
吉田 雅典、吉田 進、小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

14名

欠席 なし

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、平野 信也、宮前 善有、糸井 久和
和田 隆、瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝

9名

欠席 荻野 雅章

1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- | | |
|------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請に係る許可について |
| 日程第3 | 議案第30号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について |
| 日程第4 | 議案第31号 和解の仲介について |
| 日程第5 | 担当役員の指名について |
- ① 全国農業新聞普及推進責任者

〔関野会長〕 おはようございます。

ただ今から、令和2年10月定例総会を開会いたします。

皆様御存知のとおり現在台風 14 号が勢力を強めながら九州地方に接近中であり
ます。

進路を見ますと京都府北部地域に直撃ということは、可能性は低いようですが、
予断を許さない状況には変わりないかと思われま

す。十分に注意していただきまして、できるだけ被害を受けられない様に対応をお
願いしたいと思います。

本日も、円滑な議事進行に委員の皆様の御協力をお願いします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の出席委員は 24 名中 23 名です。欠席は荻野推進委員の 1 名です。農業委
員の出席者は過半数を満たしています。よって、総会は成立いたします。

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

和久田委員、宮崎健治委員をお願いします。

次に、日程第 2 議案第 29 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意
見について」を議題とします。

事務局より、提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 3 頁を御覧ください。議案第 29 号です。

「農地法第 4 条の規定による、許可申請に係る意見について」下記の申請人より、
農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請があったことについて意見を求めま
す。1 件ございます。

農地の所在は大字江尻※※番 1 ほか 3 筆、登記簿地目はいずれも田、面積は合
計で※※㎡です。

申請人及び土地の所有者は※※様で※※にお住まいです。

転用目的はオートキャンプ場を整備するためです。

具体的場所につきましては 4 頁に地図を添付しております。

地図の上側が日置方面となっております、位置的には日置との境付近、国道か
ら市道に少し入った所となります。

次の 5 頁に現地写真を添付しております。写真に在りますビニルハウス 2 棟で
野菜を栽培されております。

計画されておりますオートキャンプ場につきましては、申請農地に勾配がある
ことから、整備に際し中央付近に法面を設け、2 区画に分けて整地されるよう
です。

またオートキャンプ場運営には条件や許可等は定められておりませんが、必修
と考えられます給水、排水施設及びトイレの設置は確認しております。

次の 6 頁に本案件に係る意見書を添付しております。

申請に係る土地、事業計画、農地の区分を確認しております。

また、意見書の中ほどにあります、適当の文字に丸囲みしてあります所ですが、2番の資力及び信用につきましては自己資金について、残高証明により確認をとっております。

また、9番の周辺農地への影響につきましては雨水及び雑排水等の対応としまして、側溝及び溜枡を設置することを確認しております。

また申請の際申請者に対しまして、騒音やゴミなどによる地元住民への影響が懸念されることから自治会や周囲の住民と十分調整を行うよう、申し添えております。

議案第29号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員から補足説明をお願いいたします。吉田雅典委員よりお願いします。

〔吉田雅典委員〕 去る9月28日、事務局及び和田推進委員により現地を確認しました。

申請の農地は、景色が良いことやアクセスの便などの立地条件や敷地の面積などにおいて転用目的のオートキャンプ場に適しているものと思われました。

人が多く集まり、騒ぐことも想定され、騒音などのいわゆる観光公害についての懸念もありますが、これは経営者側の責任で地元住民や自治会と十分調整していただきたいと考えております。

また、雨水などの排水設備につきましては、現地で計画図面と設置位置などについて照合を行い、周囲の農地に悪影響を与えるものではないと思われました。

以上総合しまして、当案件の転用については問題ないものと判断しました。

〔関野会長〕 ありがとうございました。

これより議案第29号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

〔和久田委員〕 田から畑となっておりますが、今後地目はどうなりますか。

〔内藤主任〕 地目の種別にキャンプ場というものが無いので雑種地とします。

〔和久田委員〕 トイレを設置するとのことですが、これに係る費用はどうなっておりますか。

〔内藤主任〕 設置するトイレは移動式トイレでありますので配管などは必要ないものです。よって下水接続に関係する受益者負担金の費用は発生しません。

〔瀬戸委員〕 雑種地となったら、農地ではなくなりますか。

〔関野会長〕 農地ではなくなります。その他、御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 29 号については許可相当の意見を付し、京都府へ進達してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 29 号については、許可相当の意見を付し京都府へ進達します。
次に、日程第 3 議案第 30 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を議題とします。

お手元にございます「配付資料」にありますとおり、議案第 30 号の当事者である石田委員はここで一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(石田委員 退席)

〔関野会長〕 事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 お手元の資料の 7 頁を御覧ください。議案第 30 号になります。

「農用地利用集積計画(利用権設定)」の決定について議決を求めます。

7 頁に一覧が掲載されておりますので御確認ください。2 件ございます。

2 件の農地の所有者は御夫婦で既に亡くなられており、相続人の※※様からの申出となっております。

2 番の利用権設定を受ける者、耕作される側の※※様につきましては、※※在住ということのでかなりの遠距離通作となっております。

この件につきまして経緯や現状を申し上げますと、※※の※※様も日ヶ谷に農地を所有されており、以前から地元の方に耕作をお願いされておりましたが、数年前この耕作者が亡くなられたため、所有者である※※の※※様が耕作することとなりました。

この時、今回申請の農地も亡くなられた耕作者が借受けされていたことから、農地が隣接していることもあり※※様がまとめて耕作することとなりました。

現在の状況につきましては、仕事を退職され必要に応じて日ヶ谷に通って耕作されておられるとのことですが、水の管理など毎日の見回りにつきましては地元

の協力を頂いておられ、耕作を引継がれてから現在までの数年間、通作を適切に継続されております。

また、法令に抵触する部分がないか確認しましたところ、通作可能な距離についての基準はなく、聞き取り調査や借受人の状況を把握し総会により決定することとなっており、従事状況につきましては「常時従事すること」とあり、常時従事とは、原則、年間150日以上となっておりますが、ただし書きに150日未満であってもその農作業に対して通常必要な作業に従事できれば「農作業に常時従事する」と認められることとなっております。

詳しくは初総会でお配りした農業委員会研修テキストシリーズ②の10頁を御覧ください。

次に、貸借期間につきましては通常開始が4月15日から終了が設定年数年度の4月14日となっており、今回5年間の設定となっておりますが、4月からの経過期間6か月を差し引いて4年6か月という表記となっており、具体の貸借期間は向こう5年の令和7年4月14日までとなっております。

議案第30号に係る説明につきましては以上となります。

御審議を賜りますようお願いいたします。

〔関野会長〕 これより、議案第30号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第30号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第30号については決定とします。

一時退席いただいた委員さんは再入室いただきますようお願いいたします。

(石田委員 再入室)

〔関野会長〕 次に日程第四議案第31号「和解の仲介について」を議題といたします。事務局より議案説明をお願いいたします。

〔小西事務局長〕 議案書の8項を御覧ください。和解の仲介についてでございます。

本件は、令和2年9月23日に申立人 ※※氏と※※氏の両名を代表者とする府中地区のオリーブ栽培に係る地権者計34名から申立てがあったもので、その後、資料にある地権者の一人である※※が公職選挙法への抵触疑惑で本件申立人

から外れられ、合計 33 人で、昨年度 8 月から 3 月にかけて利用権設定がされた農地約※※の全ての地権者からの和解の申立てになっております。

紛争の相手方は、※※で、請求内容は、農地利用集積計画に表示する※※との使用貸借契約の合意解約による農地の明け渡しです。

議案書の 2 枚目のフロー図を御覧ください。

農地に係る紛争には、3 つの方法があり、一つに民事訴訟、一つに民事調停(農地の関係では農事調定となる)、そして三つに農地法第 25 条に規定される農業委員会での和解の仲介という手法がございます。

この和解の仲介ですが、申立て後、農業委員会が和解の仲介を行うことを決定した場合は、会長が仲介委員を委員の中から 3 名指名し、仲介期日を設定して、申立人と相手方を呼出し、仲介を行うことになっております。また、農業委員会で仲介を行うことが困難又は不適當な場合は、申立人の同意を得て、都道府県知事に和解の仲介を申し立てることができることになっております。

役員会を踏まえ、本日、委員の皆様にお諮りしたいのは、議案書の 1 及び 2 についてでございます、

1 つ目は、現在、申立人と利害関係にある※※は前代表取締役で農地を占有されている※※氏を被告人として、※※が会社法による民事訴訟を提訴され、訴訟が継続しております。この訴訟につきましては、主に京都府の耕作放棄地再生補助金や慰謝料を請求される内容で、関連して市の補助事業であったオリーブの苗木の今後の所有権や利用権設定した農地にも問題が及んでおり、係争中の状況では、和解の仲介を行うことがかえって、混乱を招くことから結審後に仲介の手続を開始することとするもの。

2 つ目は、先ほども御説明しましたが、議案書に記載の 4 つの理由により、京都府知事に事案を移送したいという内容です。

1 つ目に、紛争に係る農地が本委員会において利用権設定をしており、決定機関である農業委員会が仲介の結果、先の行政処分である決定内容の変更が予定されること。

2 つ目に、多数の当事者に係る紛争であり、農業委員と関係者の利害関係が不透明で、公平性の確保が困難又は不適當であること。

3 つ目に、係争中の原告である※※と被告である※※氏、と農業委員との利害関係が不透明で、公平性の確保が困難又は不適當であること。

4 つ目に、本件は、農地法第 18 条第 1 項の規定による合意解約請求事件であり、これに係る場合は、京都府の※※主事に意見を聞く必要があること。

以上の 4 つの理由から本農業委員会で和解の仲介手続を進めることは困難又は不適當と判断し、京都府知事に案件を移送しようとするものです。

説明は以上でございます。

御審議を賜り可決賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 31 号につきまして質疑に入ります。何か御意見ございませんか。

〔小山委員〕 知事に依頼した後は誰が実際の仲介をするんですか。

〔小西事務局長〕 知事に申立てがありました後、京都府の小作主事が仲裁を行うこととなります。京都府の小作主事は知事が任命し、農業委員会関係の事務をされている京都府農林水産部経営支援担い手育成課の職員の方があたることになっております。

〔関野会長〕 他にございませんか。

〔和田推進委員〕 裁判中だが、まだそのままオリーブは作れるということでしょうか。

〔小西事務局長〕 この裁判や、申立ては申立てとしまして農業委員会としては農地が適正に管理されていることについて確認していかなければなりません。裁判の結果によって※※が作られるか※※が作られるかは分かりませんが、いずれにしても農地を全部効率的に利用していただかないといけませんので、これについては今も係争中で手付かずであると聞いております。きちんと管理していただくように確認をしていただかないといけないと考えております。

〔和田推進委員〕 和解をした場合はどうなるのでしょうか。

〔小西事務局長〕 和解につきましてはこのフロー図にありますが、仲介案の提示ということで、やはりお話し合いですのでお互いが折り合いのつくところで公平な形で判断した仲介案を確認いただいて、これに基づいて両者が合意されますと、そういった形で合意解約が始まったり、また継続されて利用権が続いたりということになります。裁判のような強制力はないということでお互いの話し合いを仲介していく手続になります。

〔吉田雅委員〕 府中地区の地権者合意解約というのは、いったん※※と契約した農地を解約して欲しいという意味の請求があったということですか。

〔小西事務局長〕 おっしゃるとおりです。

〔宮前推進委員〕 ※※は解約をする意向はあるのですか。

〔小西事務局長〕 先ほど御説明申し上げましたが、全ての地権者の中に※※も入っておられました。その後は京都新聞でこのような報道が出まして、※※自身どうされるかということで、この公職選挙法疑惑につきましてはここに大学の先生のコメントがあるのですが、顧問弁護士にも確認されましてその疑惑の色合いはかなり白であるということですが、※※御自身は一定公職選挙法に関わるという疑惑がある以上はこれを是正したいと考えておられます。別件として単独で※※に対し解約をしたいと申し立てておられます。これにつきましてはお互いということで、※※側にもその疑惑がついて回るのはよくないということから、今回の仲介手続ではなく直接申し立てていく方向で動かれています。解約をされたいという意向でございます。

〔宮前推進委員〕 まだ手続はされていないのですか。

〔小西事務局長〕 まだありません。手続については農業委員会でしていただかなければなりません。相手方が弁護士に相談するというので※※からは承っております。

〔宮前推進委員〕 解約については一方からの申立てのみでは申請を受け付けられない、双方が申し立てなければならぬということですか。

〔小西事務局長〕 はい、おっしゃるとおりです。

〔関野会長〕 他にございますか。

〔和田推進委員〕 これは府中だけの問題にとれるのですが、今地権者に関しては日置もあるのではないですか。そうすると不公平に思えるのですが。

〔小西事務局長〕 (日置は)ないです。先ほど申し上げましたが、今回府中の全ての地権者(※※は除く)利用権設定された府中地区の分については全てになっています。それが昨年設定された場所になっておまして、日置や宮村にはないということです。宮村につきましては、※※個人で利用権設定された7月までの話の設定の部分です。

〔細井委員〕　そもそも裁判中でお互い弁護士が付いているようですが、和解というのは弁護士同士でお話しする、その過程はもう通り過ぎているのか、両弁護士間の和解の話が難しいということですか、そもそもは話合いがされていないということですか。

〔小西事務局長〕　今回和解の申立てにあった経緯のなかで、相手方は和解の申立てがあったことについてはまだ存じておられません。以前に、耕作放棄地の補助金の関係、慰謝料の関係で訴訟になっておりまして、その後に地権者の方からこういう手続があるということで手続をされてきました。出されてきた以上はまずお受けしてそれからの判断ということで、現在背景を見ますと係争中であることから今回手続を休止したいということでの議決をいただきたいということでございます。

〔細井委員〕　宮津市農業委員会がここでタッチしない限りは京都府へいきますよ。京都府では宮津市に対して教えて欲しいと依頼が来ることも十分に考えられますが、係争中の仲介役というのは非常に難しいと思われま。よりの確な仲介を行うのであればよりの確な宮津市農業委員会としての人選をお願いしたいです。

〔関野会長〕　他にございますか。

〔瀬戸推進委員〕　合意解約の請求があつて宮津市としてはこのような世の中で難しいということでお答えするのでしょうか。その後流れで言うと京都府の知事の方へ合意解約を申請することになりますが、その申請をするのは地権者の方々が行うのか、農業委員会で行うのか。

〔小西事務局長〕　事案の移送に付きましては申立人の同意を得た上で、知事の方へ農業委員会で行います。今回裁判がございまして、係争中ということからこれによって審議が終わったあとで申立てを引き続き行う必要があるかを申立人とも相談して進めます。場合によっては申し立てる必要もなくなることもございますので、その時は取り下げていただくこととなります。裁判が終わりましたからどのようにするかということを始めさせていただきます。今これを直ちに京都府に送るというものではございませんので、ここで一旦休止をさせていただくという手続でございます。

〔吉田雅委員〕　3月までにオリーブの木を植えているところで約500本ほどの管理

は※※がされているのか、係争中の間、基本的にはどこが管理されているのでしょうか。

[小西事務局長] こちらも詳細は分からないのですが、実際に植えられているのは※※が占有者になっております。しかし利用権設定した土地に占有者が植えているということで、土地とその上に乗っているものが違うと※※が主張されておりました。詳細は分かりませんが、苗木等は現在※※が管理されていると認識しております。

[瀬戸推進委員] ※※の方は自分達の土地だから苗木を抜いて元に戻すようにと主張しており、※※は今抜いているため、苗木の管理ということは実際誰もしておりません。裁判を進める上で、そこをいったん※※へ返すため苗木を今抜いて植え替えをしておられます。

[小山委員] 結局、一度止めて農業委員会で預かりごととして裁判が終わったら知事へ送るのか、申立てがなくなるのかの話はまた議案として上がるということですか。

[小西事務局長] これにつきましては休止をするのですが、知事へ送るということについては知事へ送りたい議案でありますので、それを前提として休止をしたいということです。

[細井委員] あくまでも申出があったということですよ。議決するかしないかであってその過程でいろいろな質問等が出ていますが、通説の話も当然あるかと思えます。分からない部分も多々あるかと思えますが農業委員会として仲介の申立てがあった以上どうしなければならないのか、仲介をするのかしないのか、そこに至ると思えます。そのところをもう少ししっかりと見極められるような資料も無いですし、仲介を断ることも可能だと思います。事務局側で判断となるような資料を新聞を入れてわずか3、4ページですので、本当にそうなのか、若しくは農業委員会が関わったことで係争中に出廷等があるかないか、この辺を踏まえた上での議決になろうかと思えます。個人的な話をしますと私も会社勤めをしております。裁判には5件絡んで法廷で何度か立っております。より経験を踏まえた上で慎重にならざるを得ません。慎重な議決が必要であると考えます。

[宮前推進委員] 地番図も書いてないですし、事務局として非常に不備があると認識しておりますし、地図も表示されていない。その辺りはどうでしょうか、会長

として。

〔関野会長〕 実は私の方には詳細をいただいているところですが、役員会で検討した結果こういった書類を提出してそれぞれの意見を聞こうという事になりました。事務局の方から補足お願いします。

〔小西事務局長〕 たくさん資料お付けしてこの件だけで1時間、2時間取っていただくことも大切だと思っております。本日はいろいろともっと慎重にすべきだという御意見もいただきましたので、事務局からの案としては何名かの委員さんや役員さんでもう少し内容について説明させていただくなり、情報をいただく中で対応、判断を次回までにしていくというのも一つかなと思っております。資料につきましては用意をすることは当然でございますので、させていただくことはできます。

〔関野会長〕 私が既にいただいている資料は全員にお配りしたほうがよろしいでしょうか。地権者の名簿から土地の詳細までいかがですか。

〔細井委員〕 この議案はいつまでという期限はありますか。今日やらないといけない、若しくは次の総会まで延ばせるのかその辺りをお聞きしたいです。

〔小西事務局長〕 これは一般的な行政手続ということで原則30日以内という行政手続法はありますが、これについては何もしていないわけではなくこのように検討されています。申立てについては審議中ということで申立人は早く判断していただきたいということはありますが、いたずらに遅延させるものではないためこちらの審議体制で時間を要するということから一定時間をかけることも必要で、できると思っております。期限はありません。

〔関野会長〕 次回の総会にもう一度検討させていただいた方がよろしいでしょうか。

〔瀬戸推進委員〕 地権者の方の意向なども調べた方が、申立者がなぜ急がれるのかそういった内容も調べた上で結論を出すべきかと思えます。資料もきちんとそろえた上での判断が必要であると考えます。

〔関野会長〕 もう一度地権者にも詳しく聞きまして、結論を出すことが難しいというのであれば改めて検討させていただいて、何人か集まっていたいただいて検討してということでよろしいでしょうか。

(意見なし)

[関野会長] 他に御意見ございますか。それではこの件につきましては決定ということではなく継続でよろしいでしょうか。

(意見なし)

[関野会長] 議案第31号については、(本日は)これにて終了させていただきます。
次に、日程第5。「担当役員の指名について」①全国農業新聞普及推進責任者を議題とします。最初に、事務局から所掌事務について説明をお願いします。

[小西事務局長] 全国農業新聞につきましては、皆様にも農業委員さんにそれぞれ御購読いただきまして農業委員会の機関紙となっております。
近年農業者の減少もあり購読が減っていることから京都府農業会議では全国農業会議所と連携をいたしましてこの農業委員会でも普及を進めて欲しいという事で、普及の担当の方を御選出いただきたいという依頼がまいっております、この担当委員さんを決めていただきたいということでございます。

[関野会長] ただ今の説明に関し、御質問、御意見はございますか。
それでは、私から担当委員を指名させていただきます。
全国農業新聞普及推進責任者としてお二方を指名させていただきます。
宮崎健治委員、溝口推進委員を指名します。御異議ございませんか。

(意見なし)

[関野会長] それでは全国農業新聞普及推進責任者として宮崎健治委員と溝口推進委員を担当役員に指名しますので、よろしくをお願いします。

以上で、議事日程は全て終了しました。

官津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関野 揚司

委 員 和久田 三三代

委 員 宮崎 健治

記 録 者 小西 正樹